

平成29年度 南阿蘇村税納期のお知らせ

	納付期限	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	
					普通徴収	特別徴収(年金)
4月	*****					第1期
5月	5月31日(水)		第1期	全期		
6月	6月30日(金)	第1期				第2期
7月	7月31日(月)		第2期		第1期	
8月	8月31日(木)	第2期			第2期	第3期
9月	10月 2日(月)	第3期			第3期	
10月	10月31日(火)		第3期		第4期	第4期
11月	11月30日(木)	第4期			第5期	
12月	12月25日(月)				第6期	第5期
1月	1月31日(水)				第7期	
2月	2月28日(水)				第8期	第6期
3月	*****					

◎口座振替を申し込んでいる人は、毎月27日に振替されますので残高の確認をお願いします。

(27日が金融機関の休業日の場合は、翌営業日)

◎12月は納期限12月25日(月)・口座振替12月20日(水)になります。

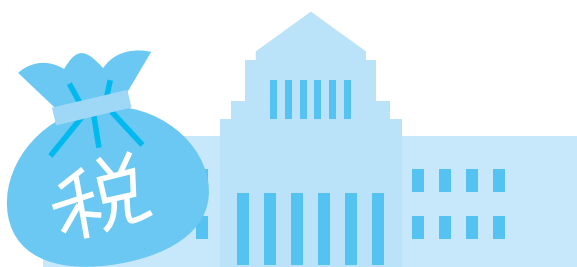
◎村県民税・国民健康保険税の特別徴収は、年金からの天引きになりますので、納付書は発送されません。

◎納税組合員に係る異動(加入・脱退・組合長変更など)があった場合は、速やかに役場備え付けの届出用紙により届出をしてください。

国税を一時に納付できない人のために 猶予制度があります

国税を一時に納付することにより、事業の継続または生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、その国税の納期限から6か月以内に、税務署に申請することにより、1年以内の期間に限り換価の猶予が認められる場合があります。

猶予が認められると、猶予期間中の延滞税の一部免除、財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。国税を納期限までに納付できない場合には、お早めに税務署の徴収担当にご相談ください。



平成28年4月の地震災害により 被害を受けた皆さまへ

この度の地震では、被害を受けられた皆さまに、心からお見舞い申し上げます。

今般の地震災害により、国税についての申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、所轄税務署長への申請により、期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- ①申告、納付などの期限延長(国税通則法第11条)
- ②納税の猶予(国税通則法第46条)
- ③予定納税の減額(災害減免法または所得税法第111条)
- ④所得税の軽減免除など(災害減免法または所得税法第72条など)
- ⑤相続税・贈与税の軽減・免除(災害減免法)
- ⑥源泉所得税の徴収猶予または還付(災害減免法)
- ⑦災害などによる消費税簡易課税制度(不適用)届出に係る特例(消費税法第37条の2)
- ⑧納税証明書の無料発行(国税通則法施行令第42条第4項)

〈問い合わせ〉阿蘇税務署 TEL0967(22)0551 ※自動音声案内